

海洋生物資源の保存及び管理に関する県計画の変更について（公告）

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部を次のとおり変更し、平成25年7月1日から適用する。

平成25年6月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

海面漁業の生産量及び生産額に関する数値を最新のものに更新した。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの平成25年の漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項 まさば及びごまさばの知事管理量を若干に、ずわいがこの知事管理量を337トンに変更した。

3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

平成25年のずわいがこの採捕の種類別の数量を次のとおりとした。

ずわいがにかご漁業	21トン
小型機船底びき網漁業	156トン
刺し網漁業	147トン
その他のかご漁業等	13トン